

令和4年3月9日  
総務部 経理課

## 契約・入札制度の改正等について

### 1 工事成績評定の見直しについて

#### (1) 概要

事業者の施工能力向上に努める意欲を促進するため、工事成績評定通知書に項目別評定点表を加える。

また、総評定点は、小数点第一位まで記載する。

#### (2) 実施時期

令和4年4月1日以後に交付する工事成績評定通知書から実施する。

### 2 余裕期間制度（発注者指定方式）の試行実施について

#### (1) 概要

受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備等を行うことができる余裕期間制度（発注者指定方式）を試行実施する。

余裕期間は、工期の30%を超えず、かつ、3か月を超えない範囲内で区が設定する。

#### (2) 実施時期

令和4年4月公募工事から実施する。

### 3 特例監理技術者制度について

#### (1) 概要

建設業法が令和2年10月に改正され、監理技術者補佐を専任で配置した場合、監理技術者が2件まで工事現場を兼任することができる制度（特例監理技術者制度）が整備された（建設業法第26条第3項ただし書）。適正な施工を確保するため、本制度の対象となる工事の要件を設ける。

#### (2) 実施時期

令和4年4月公募工事から実施する。

## 項目別評定点表

工事件名	
契約番号	

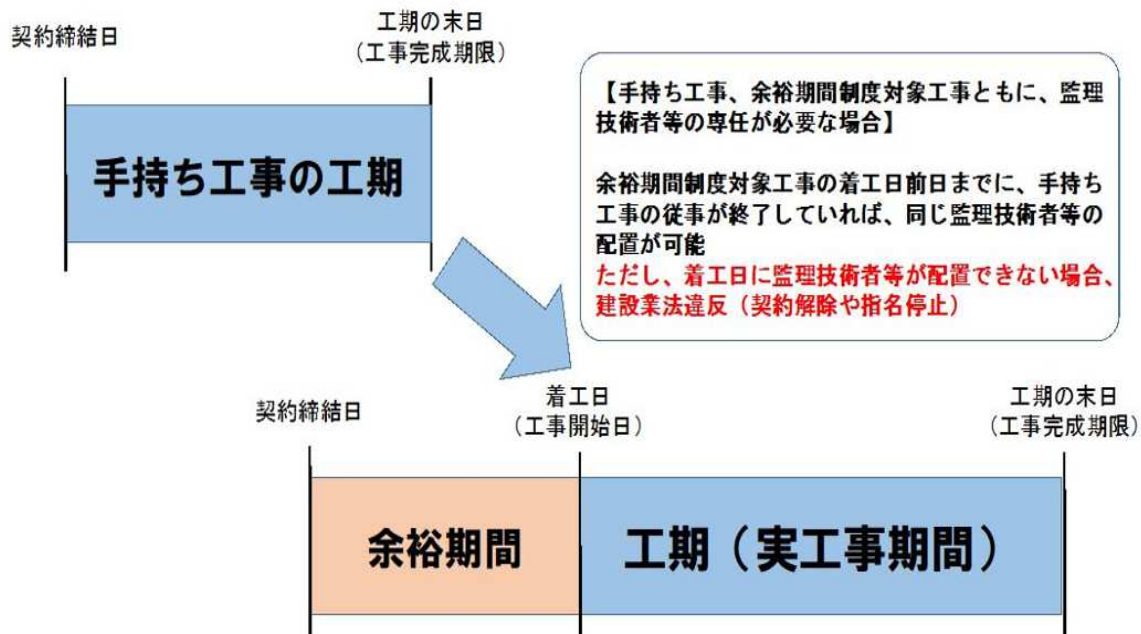
評 定 項 目 ・ 細 目			評 定 点 / 満 点
1 基本的な技術力と成果の評価	施 工 体 制	施 工 体 制 全 般	/ 5点
		配 置 技 術 者	/ 5点
		対 外 調 整	/ 5点
	現 場 管 理	安 全 衛 生 管 理	/ 10点
		工 程 管 理	/ 10点
	施 工 管 理	施 工 管 理	/ 15点
		品 質 管 理	/ 15点
		出 来 栄 え	/ 30点
	2 技 術 力 の 発 揮		
3 創 意 工 夫 と 熱 意			/ 2点
4 社 会 的 貢 献			/ 1点
5 法 令 遵 守 等			
総 評 定 点			/ 100点

通常の評定は、「1基本的な技術力と成果の評価」で評定しますので、「2技術力の発揮」、「3創意工夫と熱意」及び「4社会的貢献」については、評定しないことがあります。

## 【江東区余裕期間制度（試行）のイメージ】



## 【手持ち工事と余裕期間制度対象工事の技術者の配置について】



# 別紙3

## 特例監理技術者制度の対象となる工事の要件（概要）

	(1) 対象工事の予定価格	(2) 兼務を認めない工事	(3) 対象工事の要件	(4) 兼務する場合の体制
江東区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営繕工事は2億円未満</li> <li>・営繕工事以外は3億円未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼務する工事のいずれかが通年維持工事</li> <li>・JV工事</li> <li>・区が工事の特性を踏まえ、認めないと定めた工事</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内又は隣接する区内（中央区・港区・墨田区・品川区・大田区・江戸川区）</li> </ul>	<p>留意事項（一部）</p> <p>○特例監理技術者には施工計画の作成や工程管理、品質管理など従前の監理技術者と変わらない責務が課されていること。</p> <p>○補佐者を適切に指導監督し、両者の間で常に連携がとれる体制であること。</p>
<p>（参考） 大臣官房 官庁営繕部</p>	<p>直轄工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・営繕工事は2億円未満</li> <li>・営繕工事以外は3億円未満</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的難易度が原則Ⅲ以上</li> <li>・通年維持工事同士であるとき</li> </ul>		
<p>（参考） 東京都 財務局</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事・建築設備工事（電気・機械）は2億円以下</li> <li>・土木工事、土木設備工事（電気・機械）、電気設備工事、機械設備工事：3億円以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・兼務する工事が維持工事であるとき ※1「維持工事」とは、通年維持工事等の社会機能の維持に不可欠な工事</li> <li>※2兼務する工事のどちらかが維持工事の場合には特例監理技術者の配置を認めない</li> <li>・総合評価方式（都発注工事に限る）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事は東京都内（河川工事については、沿川区市町村 等）</li> <li>・上記以外は東京・神奈川・千葉・埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨、長野の都県内</li> <li>※各工事の特性を踏まえ、個別に範囲設定する場合がある</li> </ul>	